

# 財団法人 山口県国際交流協会寄附行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人山口県国際交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県山口市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、山口県における中核的な民間国際交流組織であつて、本県の特徴を生かした多面的な国際交流活動を通じて、県民の国際認識と国際理解を増進するとともに、世界に開かれた地域社会づくりと県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 情報収集提供に関する事業
- (2) 民間交流の促進に関する事業
- (3) イベント等の開催に関する事業
- (4) 留学生の支援・交流の促進に関する事業
- (5) 学術文化交流に関する事業
- (6) 経済交流の推進に関する事業
- (7) 国際協力の推進に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、山口県知事の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

### 第3章 役員等

(会長)

第12条 この法人に、会長を置く。

2 会長は、理事会において選任する。

3 会長は、必要に応じてこの法人の業務について意見を述べることができる。

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 4人

(3) 専務理事 1人

(4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 15人以上20人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を行う。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の通常の業務を処理する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

- (3) 財産の状況及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は山口県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 役員は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(国際交流専門委員)

- 第17条 この法人が行う事業の円滑な推進に資するため、この法人に、国際交流専門委員(以下「専門委員」という。)若干名を置くことができる。
- 2 専門委員は、地域における国際交流活動を推進する。
  - 3 専門委員は、理事長が委嘱する。
  - 4 専門委員に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

- 第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。
  - 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
  - 4 職員の給料、勤務時間、その他の勤務条件並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 賛助会員

(会費、入会手続等)

- 第19条 この法人の目的に賛同する者をもってこの法人の賛助会員(以下「会員」という。)とする。
- 2 会員は、個人会員及び団体会員とする。
  - 3 会費、入会手続その他必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第21条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事全員から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2 理事長は、軽易な事項又は緊急を要する事項については、書面により賛否を求めることにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

- 2 議事録には、出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、山口県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

- 第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、山口県知事の許可があったときに解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、山口県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第22条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

平成2年1月12日

財団法人山口県国際交流協会

設立者 山口県

山口県知事 平 井 龍

### 附 則

この寄附行為の改正は、平成8年6月6日から施行する。

### 附 則

この寄附行為の改正は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為の改正は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為の改正は、平成17年6月15日から施行する。